

観音寺市漁業者支援金【申請の手引き】

観音寺市 農林水産課/水産係

【交付対象者】

市内に住所又は事業所を有する漁業経営体（個人・法人）

※漁業経営体とは、去年、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った事業所又は世帯であって、漁業の海上作業従事日数が30日以上のもの（継続して漁業を行っているものに限る。）本年に漁業を開始した者で、本年において漁業の海上作業従事日数が30日以上であることが見込まれるもの

【申請受付期間】

令和4年8月1日(月)から令和4年12月28日(水)まで

【申請に必要な書類等】

① 令和3年分の確定申告書又は住民税申告書の写し

※令和4年に経営を開始された方は出荷又は販売伝票の写し

② 給付金の振込先口座が確認できる預貯金通帳等の写し（下の図を参照）

③ 交付申請書兼請求書（市の様式第1号）

④ 誓約書（市の様式第2号）

※③、④は市役所農林水産課（本庁舎3階38番窓口）にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

⑤ 印鑑（法人の場合は代表者印）

【給付額】

1経営体につき、5万円（1回限り）

【問い合わせ先】

観音寺市 農林水産課（本庁舎3階38番窓口）

TEL (0875) 23-3931

【ご注意】

▼観音寺市漁業者支援金は、高騰する経費の補填という意味もあることから、翌年の確定申告等が必要です。

「通帳を開いた1ページ目と2ページ目」

総合口座					
おなまえ					
カブシキガイシャ〇〇〇〇 サマ					
通帳残高	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円		000	普通預金 1234567
	定期預金	円			定期預金
株式会社〇〇銀行 印					
【銀行コード：4321】					
口座店名 〇〇〇〇支店					
TEL 03-0000-0000					